

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度出資団体監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年4月22日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

課	指摘事項	講じた措置
<p>公立大学政策課（公立大学法人公立千歳科学技術大学）</p>	<p>【所管課関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金（年2回払）について、交付申請を受けた全額を交付決定しており、この時点で全額分の支出負担行為書を作成すべきであったが、1回目支払分のみの金額で支出負担行為書が作成され、残額分の支出負担行為書は2回目の支払時に作成されていた。 ・ 決算見込により余剰の発生が見込まれた施設整備補助金について、減額変更手続が行われておらず、当初の全額分の交付決定がなされたまま予算が減額補正されていた。 ・ 損益外減価償却の対象となる固定資産のうち、設立時に市が出資した償却資産以外のものについては、取得までの間に市長が指定することと規則で定められているところ、当該指定の手続が行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金の交付に係るチェックリストを作成し、交付事務手続において都度確認を行うこととした。 ・ 施設整備補助金の交付に係るチェックリストを作成し、交付事務手続において都度確認を行うこととした。 ・ 損益外減価償却の対象となる固定資産については、施設整備補助金により取得されるものであることから、施設整備補助金の交付に係るチェックリストに当該資産の指定に係る項目を設けた。

	<p>【団体関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学で定めるたな卸資産管理規程において、切手等の現金等価物については、たな卸資産台帳を作成し、入出庫や残りの数量、金額を記録することと規定されているところ、切手を相当回数購入しているにもかかわらず、たな卸資産として取り扱わず、当該台帳が作成されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 切手等の購入、在庫管理は財務課が一元的に行うこととし、台帳を作成し管理することとした。
--	--	---

(担当：企画部公立大学政策課)